

異議あり。



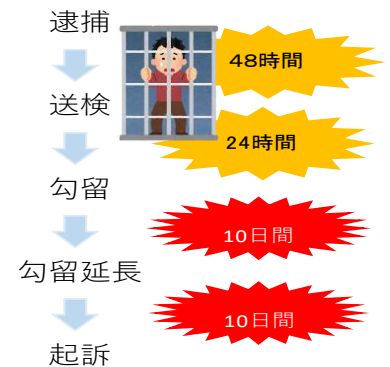
その勾留、

第62回日本弁護士連合会人権擁護大会プレシンポジウム

「勾留に対する準抗告を広めよう」

主催 東北弁護士会連合会 共催 日本弁護士連合会、秋田弁護士会

逮捕・勾留されると最大で23日間身柄を拘束され、家族とは引き離され、仕事にも行けず、重大な不利益が生じます。昨年6月からは、勾留されたすべての被疑者に対して国選弁護人が選任されるようになり、不当な勾留決定に対する準抗告等の弁護人の活動の重要性が高まっています。そこで、被疑者の早期の身柄解放に数多く貢献されている長沼正敏弁護士をお迎えし、講演会を企画しました。事前の申込みは不要ですので、ご興味のある方はぜひご参加ください。



日時 2019年（令和元年）6月22日（土）

午前10時30分～午後0時30分（開場 午前10時）

会場 秋田拠点センターアルヴェ 2階多目的ホール

（〒010-0002 秋田県秋田市東通仲町4-1）

講師 長沼 正敏 弁護士（埼玉弁護士会所属）



講師紹介

長沼 正敏 弁護士（埼玉弁護士会所属）

埼玉弁護士会副会長（平成27年度）、同会刑事弁護の充実に関する検討特別委員会委員長（平成26年度～）等を歴任。

埼玉・東京近郊を中心に刑事事件を多数取り扱い、スピーディーな弁護活動により被疑者が即日釈放された案件も多数担当。不当な勾留決定に対する準抗告等の弁護人の活動についての講演会を全国24弁護士会で実施。

お問合せ 東北弁護士会連合会事務局

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18 ☎022-264-3861